

神戸町納税通知書用封筒広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸町広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、神戸町納税通知書用封筒（以下「納税通知書用封筒」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲及び掲載基準)

第2条 納税通知書用封筒に掲載する広告（以下「広告」という。）は、要綱第3条に適合するものであるほか、行政用に使用する封筒として品位、公共性及び公益性を保つもので、町民に不利益を与えないことを考慮し、町長が決定する。

(広告掲載の募集等)

第3条 広告掲載の募集は、神戸町ホームページ又は神戸町の広報誌等により行うものとする。

2 掲載する広告の規格等は、次の各号に定める事項を公表し、募集を行うものとする。

- (1) 広告の掲載枠は、町長が指定する大きさとし、区画数は2枠以内とする。
- (2) 広告の色彩は、町長が指定する色で単色とする。
- (3) 広告の位置は、納税通知書用封筒で町長が指定する位置とする。
- (4) 広告の時期は、町長が指定する月とする。
- (5) 広告の期間は、前項の町長が指定する月から概ね1年間とする。
- (6) 1広告主で2枠の広告を掲載するときは、隣り合う枠を1つの広告として使用することができる。
- (7) その他町長が広告の掲載に関して必要と認める事項。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、神戸町納税通知書用封筒広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要な書類等を添付し、町長へ提出しなければならない。

（広告掲載の決定等）

第5条 町長は、前条に規定する申込書を受理したときは、その内容について審査を行い、神戸町納税通知書用封筒広告掲載決定（却下）通知書（様式第2号）により、申込者に通知しなければならない。

2 町長は前項の場合において、申込者が複数あるときは、次の順位により広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、同一の掲載順位の中で申込みが予定の数を超えたときは、抽選により決定するものとする。

- (1) 町内に本社を有する企業及び町内に住所を有する個人事業者
- (2) 町内に事業所等を有する企業及び個人事業主
- (3) 町外の企業又は個人事業主

（広告掲載料）

第6条 広告掲載料は、1枠につき30,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 広告掲載料は、掲載決定後指定した期日までに、町の発行する納付書により一括で納付しなければならない。

（広告内容の変更）

第7条 町長は、広告の内容、デザイン等が要綱又は基準に抵触していると判断したとき、又は各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第8条 町長は、次の各号に該当する場合には、神戸町納税通知書用封筒広告掲載取消決定通知書（様式第3号）により広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 要綱第16条の規定によるとき。
- (2) 広告主、広告の内容が、要綱又はこの基準に抵触していると判断したとき、又は各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるときで第7条の規定によっても解消できないとき。

(広告掲載料の返還)

第9条 納付された広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告掲載が不能となったときは、この限りでない。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 掲載した広告内容について一切の責任を負うこと。

(2) 広告内容等に、虚偽、誤記等がないこと。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、納税通知書用封筒への広告掲載の権利又は義務を第三者に譲渡し、継承し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、納税通知書用封筒への広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。